

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市備蓄計画の改定について

資料 1 川崎市備蓄計画の改定について

資料 2 「川崎市備蓄計画（改定案）」に関する意見
募集の実施結果について

資料 3 川崎市備蓄計画の概要

資料 4 川崎市備蓄計画

平成 29 年 4 月 27 日

総 務 企 画 局



I 川崎市備蓄計画について

- 東日本大震災の教訓や地震被害想定調査の結果を踏まえ、平成 25 年 4 月に計画の改定を行い、計画的に配備を進めてきた。

【基本的な考え方】

- ・ 自助・共助を基本とし、各家庭や各企業・事業者等において、最低 3 日以上以上の食料、生活必需品等の備蓄を行う。
- ・ 本市として、食料、生活必需品及び応急対策に必要な資器材等を備蓄する。
- ・ 公的備蓄物資交付対象者を、震災の発生により、家屋の全壊、焼失のため避難所で生活することが余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な方（約 13 万 8 千人）とする。

II 改定の目的

- 国の計画等の策定や、熊本地震への職員派遣などから得られた課題等を踏まえ、食料及び資器材等の品目・数量の見直しを行い、市の備蓄体制の強化を図ることを目的とする。

【国の主な動向】

- ・ H28.3「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（策定）
- ・ H28.4「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（改定）
- ・ " 「避難所運営ガイドライン」（策定） など

III 主な改定内容

1 基本的な考え方

- ・ 自助・共助（互助）を基本とし、各家庭や各企業・事業者等において、「最低 3 日間、推奨 1 週間」以上の飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行う。

市は、市民、企業等へ、食料や生活必需品の備蓄や非常持出品の事前準備などについて、啓発を行っていく。

2 公的備蓄

（1）食料の見直し（公的備蓄物資交付対象者：約 13 万 8 千人）

簡易食料を 1 食分追加

アルファ化米（2 食）



簡易食料（1 食）

（2）資器材等

- ア 避難所運営や救出活動・地域における応急対策活動に必要な資器材を整備し、課題への対応を行う。

【課題】・衛生対策 ・プライバシーへの配慮 ・要援護者対策 ・防犯対策
・災害用トイレ対策など

イ 資器材等の主な見直し（品目の追加・数量の見直し）

（ア）嘔吐物処理セットや救急セットなど保健・衛生用品の追加

（イ）プライベートルーム（テント型）の追加

発災直後から必要となる、更衣室や授乳室、救護室などに活用

（ウ）エアマットの追加

要援護者（障害者、要介護者）などが活用し、二次避難所でも利用

（I）非常用室内灯（ランタン）の追加

（オ）ブルーシートの増加

屋外一時避難者の場所の確保や風除けや目隠しなど様々な用途で活用

（カ）炊出し用資器材の増加

（キ）携帯トイレの適用範囲の拡大による備蓄数の増加

校舎内のトイレを活用するため、携帯トイレの備蓄数の増加

（ク）腕章・名札など避難所運営等に必要となる消耗品の追加

（3）その他

ア 帰宅困難者用に、簡易食料、簡易トイレの追加

イ 児童生徒用備蓄食数の増加

ウ その他時点修正

IV パブリックコメントの実施結果

1	意見の募集期間	：平成 29 年 2 月 13 日～平成 29 年 3 月 17 日
2	意見提出数	：9 通
3	意見数	：19 件
4	意見の分類	：計画全般に関すること 5 件 備蓄品目に関すること 7 件 その他 7 件

「川崎市備蓄計画（改定案）」に関する意見募集の実施結果について

1 概 要

本市では、平成 22 年度に「川崎市備蓄計画」を策定後、東日本大震災を踏まえ、平成 25 年度に改定を行い、備蓄体制の強化に向けた取組を推進してきました。

そのような中で、平成 28 年 4 月に熊本地震が発生し、被災地に派遣された本市職員から得られた課題や、国の新たな計画の策定などを踏まえ、食料及び資機材等の品目・数量の見直しを行い、市の備蓄体制の強化を図るため、「川崎市備蓄計画（改定案）」を策定し、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、9 通 19 件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題 名	川崎市備蓄計画の改定案に関する意見募集について
意見の募集期間	平成 29 年 2 月 13 日（月）～平成 29 年 3 月 17 日（金）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	○市政だより（2 月 21 日号掲載） ○市ホームページ ○かわさき情報プラザ（市役所第 3 庁舎 2 階）、各区役所（市政資料コーナー）・支所、図書館・分館、市民館における募集チラシ設置 ○自主防災組織連絡協議会役員会、防災協力連絡会、麻生区防災のつどい、宮前区防災フェア、ぼうさい出前講座などでの説明や意見募集チラシの設置
結果の公表方法	○市ホームページ ○かわさき情報プラザ（市役所第 3 庁舎 2 階）、各区役所（市政資料コーナー）・支所、図書館・分館、市民館、総務企画局危機管理室（市役所第 3 庁舎 7 階）における資料設置

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		9 通（19 件）
内訳	電子メール	1 通（5 件）
	FAX	1 通（2 件）
	郵 送	1 通（5 件）
	持 参	6 通（7 件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続き実施の結果、「施策の趣旨に沿った御意見」や「施策に対する質問・要望」であったことから、当初の改定案のとおり計画を策定し、施策を進めることとします。

【対応区分】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、計画案に反映したもの
- B：計画案の趣旨に沿った御意見であり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案や施策に対する要望・質問等であり、案や施策の内容を説明・確認するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

分 類	市の考え方の区分					計
	A	B	C	D	E	
(1) 計画全般に関する事		4		1		5
(2) 備蓄品目に関する事				7		7
(3) その他				7		7
合 計		4		15		19

5 主な意見（要旨）と意見に対する考え方

別紙のとおり

6 問い合わせ先

総務企画局危機管理室

電 話：044-200-2795

FAX：044-200-3972

「川崎市備蓄計画（改定案）」に対する主な意見（要旨）と意見に対する考え方

（１）計画全般に関すること

No.	意見内容（要旨）	市の考え方	区分
1	<p>公的備蓄には限界がある。一番重要なことは、市民一人ひとりが、備蓄を行うことなので、広報啓発に努めてもらいたい。（同趣旨他 3 件）</p>	<p>災害時においては、「自らの生命は自ら守る」自助の取組が大変重要でありますことから、平常時から災害に備え、各家庭等において「最低 3 日間、推奨 1 週間」分以上の飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行っていただくよう、計画に定めています。</p> <p>現在、各種防災啓発冊子や防災関連イベント、ぼうさい出前講座等の機会を通じ、市民や企業、事業者の方々などに対し、食料・生活必需品の備蓄や非常持出品の準備の必要性などについて、啓発活動を実施しております。</p> <p>今後につきましても、様々な機会を活用し、市民の皆さまへの啓発に努めてまいります。</p>	B
2	<p>川崎市直下の地震があった際は、周辺自治体も被害を受けるため、「3 日分の備蓄があれば、その後は支援物資が届く」想定は、外してもらいたい。</p>	<p>首都直下地震における国の計画（「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」）において、国が行うプッシュ型支援は、遅くとも発災後 3 日目までに必要となる物資が広域物資輸送拠点に届くように調整することとなっていることから、それらを踏まえ、本市の計画も策定しているところです。</p>	D

(2) 備蓄品目に関すること

No.	意見内容 (要旨)	市の考え方	区分
3	<p>計画に定められている品目以外で備蓄が必要と思われる品目や、計画の備蓄品目に入っているが、数量が不足すると思われる物資がある。</p> <p>(同趣旨他 4 件)</p>	<p>公的備蓄品目については、地震被害想定調査結果に基づき、家屋の全壊、焼失により避難した方が、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの約 3 日間、必要不可欠な食料や生活必需品、救出活動や避難所運営等、地域における応急対策活動に必要な資器材を備蓄することとしています。</p> <p>また、各項目（避難所、学校及び帰宅困難対策等）における備蓄物資については、状況に応じて相互利用するとともに、災害用以外で市が配備している資器材につきましても、必要に応じ活用することとしています。</p> <p>さらに、大手スーパーや生活協同組合等の企業等とあらかじめ協定を締結するなどして、災害時に必要な物資を調達することとしております。</p> <p>今後につきましても、これら取組を通じ、災害時の円滑な物資の供給体制の確保を進めてまいります。</p>	D
4	<p>備蓄することも大事だが、民間会社とも連携した物流体制の確保が重要と考える。</p>	<p>公的備蓄物資のほか、企業等とあらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な物資を調達することとしております。</p> <p>また、神奈川県トラック協会や日本通運株式会社横浜支店等と災害時の協定を締結し、物資の輸送を行うこととしております。</p> <p>今後につきましても、民間企業等と連携した災害時の物流体制の確保に向けた取組を進めてまいります。</p>	D

5	<p>食料はアレルギー対応となっているのか。対応済なら、計画に記載すべきでは。アレルギーの有無の調査をして、それに応じて備蓄すべき。</p>	<p>食物のアレルギー対応については、アルファ化米（白粥を含む）については、アレルギー特定原材料等27品目を含まないものとしています。</p> <p>また、粉ミルクについても、アレルギー特定原材料等3品目のアレルゲン性を低減したものとしています。</p>	D
---	--	---	---

(3) その他

No.	意見内容（要旨）	市の考え方	区分
6	<p>各避難所の備蓄情報を知らせてほしい。</p>	<p>震災時に公的備蓄物資を実際に使用する自主防災組織を中心とする地域の皆様に、避難所における備蓄物資の保管場所や品目、資器材の使用方法等を把握していただくことは大変重要と考えております。</p>	D
7	<p>資器材については、災害時に市民の方が使用できるようにしておくことが重要である。訓練などを通じた取組が必要なため、そのような機会を定期的に設けてほしい。</p>	<p>そのため、地域の自主防災組織などが中心に行う避難所運営訓練などの機会を通じて、各備蓄倉庫内の物資の確認や試用、点検等を行っていただいておりますので、お住まいの地域の自主防災組織の活動等にぜひご参加ください。</p> <p>また、新たに自主防災組織等の行う防災訓練等に、市の備蓄物資の貸し出しを行う制度も設けましたので、ご活用ください。</p>	

8	防災井戸を設置してほしい。	<p>本市におきましては、災害時に生活用水もしくは飲料水として使用させていただくため、所有者の方の御協力により、市内293箇所（生活用水284箇所、飲料水9箇所）を、地域住民の皆様が利用できる井戸として選定し、公表しています。</p> <p>今後につきましても、所有者の方の御理解、御協力いただきながら、選定に努めてまいります。</p>	D
9	防災情報専門のホームページを開設してほしい。	<p>本市ホームページ上に、『川崎市防災情報ポータルサイト』がありますので、そちらをご覧ください。</p> <p>http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/index.shtml</p>	D
10	飲料水や食料は消費期限があるが有効活用は行われているのか。もし、廃棄などしているのであれば、訓練などで活用し、無駄のないようにして欲しい。	<p>賞味期限が間近となった飲料水等は、自主防災組織の防災訓練や学校の防災教育などで活用していただくとともに、フードバンクかわさきへの寄附などを通じ有効活用に努めてまいります。</p>	D
11	市内にできる給食センターを活用し、炊出しなどをする予定はあるのか。	<p>災害時には、学校給食センターに貯米されている米等を調理し避難所へ配送すること等を検討しています。</p>	D
12	開設不要型の給水所を増やしてほしい。	<p>避難所に指定されている全ての市立小中学校や配水池・配水塔の一部に開設不要型応急給水拠点の整備を進め、平成35年度を目標に全市立小中学校165校と配水池・配水塔7箇所への整備を完了させます。</p>	D

川崎市備蓄計画の概要

1 はじめに（P 1）

本計画は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、全市的な備蓄体制の強化を図るため、平成 21 年度と平成 24 年度の「川崎市地震被害想定調査」を比較し、被害が大きい結果に基づいて、公的備蓄物資の品目・数量の見直しや各区への配分数量の明確化、帰宅困難者用備蓄や児童生徒用備蓄の新規位置づけ等を行い、取組を進めてきました。

今回の改定は、首都直下地震対策における国の動向や平成 28 年 4 月に発生した熊本地震から得られた課題・教訓等を踏まえ、災害発生初動期に必要な、備蓄食料やプライバシーの確保、衛生関連用品等の品目・数量の見直しを行うことで、さらなる備蓄体制の強化を図ることを目的に行うものです。

今後、改定した計画に基づき、自助・共助（互助）を基本に、市民による日頃からの家庭内備蓄を促進するとともに、流通在庫備蓄・救援物資等の考え方を踏まえ、市民・企業・行政が、日頃からの備えや災害時の適切な対策を講じることができるよう、体制の強化を継続して進めてまいります。

2 基本的な考え方について（P 2～14）

自らの身の安全は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭及び事業所等において「最低 3 日間、推奨 1 週間」分以上の飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行う必要があります。しかし、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されます。

このため、本市としては、自助・共助（互助）を基本としつつ、食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材等を備蓄します。

なお、備蓄数量等については、従来計画のまま、平成 21 年度と平成 24 年度の「川崎市地震被害想定調査」を比較し、被害が大きい結果に基づき算定します。

（1）公的備蓄物資交付対象者（P 2～4）

平成 21 年度と平成 24 年度の「川崎市地震被害想定調査」を比較し、被害が大きい値を算定基礎にするとともに、現行計画同様、「家屋の全壊、焼失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」を公的備蓄物資交付対象者とし、その数を 137,778 人とします。

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
対象者数	31,371 人	20,822 人	34,511 人	21,720 人	12,278 人	9,574 人	7,502 人	137,778 人

（2）公的備蓄品目（P 5）

緊急性があり、家屋が全壊、焼失により避難した市民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの約 3 日間、必要不可欠な食料、生活必需品などを選定します。

ア 食料・飲料水

- ・アルファ化米（白粥を含む）：2食分、・粉ミルク：3日分
- ・簡易食料：1食分、飲料水（500ml）：1本

イ 生活必需品

- ・避難所生活を行う上で、生活開始当初から必要不可欠と考えられる物資を3日分備蓄します。

（毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、トイレットペーパー）

ウ 資器材（P6）

- ・国の「避難所運営ガイドライン」や熊本地震への職員派遣から得られた課題等を踏まえ、品目及び数量の見直しを実施します。
 - ・新規追加品目（携帯型多機能ライト、ランタン、プライベートルーム、ラジオ、エアマット、消火ホースキット、やかん）
 - ・数量増加品目（防水シート（ブルーシート）、カセットコンロ）

エ 災害用トイレ

- ・現状保有している仮設トイレ組立式やマンホールトイレ（上屋）を使用するとともに、学校のトイレの活用を前提として携帯トイレの備蓄を進めます。

オ 医薬品等

- ・災害時における医療救護を迅速かつ適切に実施できるよう、各区保健福祉センター、川崎市立病院、井田障害者センター及び各区休日急患診療所に備蓄します。

カ 消耗品

- ・避難所運営に必要な、衛生用品関連（嘔吐物処理セット、救急箱、衛生手袋等）や事務用品関連（腕章、名札、乾電池等）の備蓄を進めます。

（3）公的備蓄の計画数量（P7～8）

公的備蓄物資交付対象者や避難者の年代、避難所数等を考慮し必要な数量を定めます。

●算定基礎となる年代等

	年齢区分	割合	適用
食料	3歳から69歳	83.49%	アルファ化米
	1歳2歳及び70歳以上	15.55%	白粥（アルファ化米）
	0歳	0.96%	粉ミルク
生活必需品	0歳から3歳	3.61%	紙おむつ（乳幼児用）
	40歳以上の要介護認定者のうち要介護3以上	1.19%	紙おむつ（大人用）
	10歳から55歳女性	29.65%	生理用品

※割合は、川崎市年齢各歳別男女別人口（平成28年10月1日現在）に基づき算定。

ア 食料・飲料水

	数量
アルファ化米	230,250食
白粥(アルファ化米)	43,150食
粉ミルク	656缶
簡易食料	138,000個
飲料水	137,832本

イ 生活必需品

	数量
毛布	137,820枚
紙おむつ(乳幼児)	121,000枚
紙おむつ(大人)	30,000枚
生理用品	246,800枚
哺乳瓶	4,000個
トイレットペーパー	62,520ロール

ウ 資器材 (P9)

各避難所(175箇所)に、次の数量を備蓄します。

品目	数量
1 シャベル	避難所175箇所 × 3 = 525本
2 つるはし	避難所175箇所 × 3 = 525本
3 掛矢(両口ハンマー)	避難所175箇所 × 1 = 175本
4 脚立	避難所175箇所 × 1 = 175台
5 防水シート(ブルーシート)	避難所175箇所 × 20 = 3,500枚
6 ロープ	避難所175箇所 × 3 = 525本
7 トランジスタメガホン	避難所175箇所 × 3 = 525本
8 発電機	避難所175箇所 × 1 = 175台
9 投光器	避難所175箇所 × 2 = 350基
10 コードリール	避難所175箇所 × 2 = 350台
11 折畳式リヤカー	避難所175箇所 × 1 = 175台
12 斧(手斧)	避難所175箇所 × 1 = 175本
13 鍋	避難所175箇所 × 1 = 175セット
14 コンロ	避難所175箇所 × 1 = 175台
15 カセットコンロ(ボンベ3本付属)	避難所175箇所 × 2 = 350セット
16 やかん	避難所175箇所 × 2 = 350個
17 バール	避難所175箇所 × 1 = 175個
18 ガソリン携行缶(100容器)	避難所175箇所 × 2 = 350個
19 非常用ガソリン缶詰(100=10×10缶)	避難所175箇所 × 1 = 175箱
20 バルーン型LED投光器	避難所175箇所 × 1 = 175基
21 携行型多機能ライト	避難所175箇所 × 3 = 525本
22 ランタン	避難所175箇所 × 10 = 1,750台
23 簡易自立式プライベートルーム	避難所175箇所 × 3 = 525基
24 ラジオ	避難所175箇所 × 1 = 175台
25 エアマット	避難所175箇所 × 20 = 3,500枚
26 消火ホースキット	避難所175箇所 × 1 = 175基

エ 災害用トイレ（P10～）

	数量
仮設トイレ組立式	3,021基
マンホールトイレ（上屋）	179基
簡易トイレ組立式	4,805個
携帯トイレ（簡易トイレ）	157,100枚
携帯トイレ（学校トイレ）	1,415,800枚

オ 各区への配分計画数（P13～14）

区別の公的備蓄物資交付対象者数や避難者数、避難所数等に基づき、各区への配分計画数を定めます。（詳細は、本編参照）

3 公的備蓄物資整備（購入）計画（P15）

（1）食料・飲料水

アルファ化米、飲料水については5年間、簡易食料（クッキー）については7年間、粉ミルクについては、18ヶ月間の賞味期限を有するものを計画的に購入します。

また、賞味期限が1年を切ったものについては、有効活用を図り市民の防災意識の高揚を図ります。

（2）生活必需品

哺乳瓶については、3年間の品質保持期限を有するものを、毎年度、計画的に購入します。

毛布については、購入から10年以上経過したものについては、毎年度、定量ずつリパックします。

その他の生活必需品については、不足が生じた場合、補充します。なお、購入から長期間経過した物品については、定期的にサンプル調査を行い劣化等があれば入替を行います。

（3）資器材

計画数量に充足していない資器材を計画的に購入し、避難所機能の強化を図ります。

（4）災害用トイレ

身体に不自由のある方に配慮した様式トイレ及び既存のトイレの便座を使い、即時に対応可能な携帯トイレを計画的に購入します。

（5）公的備蓄物資の管理

災害時の対応が円滑かつ的確に行えるよう、地域住民や関係機関と十分に協議を行い、管理方法などをまとめたマニュアルを作成し、地域住民の理解と協力を得ながら、地域が主体となった備蓄倉庫の管理を促進します。

4 家庭内備蓄について（P16～18）

市民には、災害用の飲料水や食料品等を特別に購入しなくとも、普段から購入しているペットボトル飲料水や食料品、生活必需品等を上手に活用することによる家庭内循環備蓄（ローリングストック方式）により、「最低3日間、推奨1週間」分以上の備蓄を行うことが可能であることを啓発しています。

今後についても、家庭内備蓄の充実に向けた市の広報物や「ぼうさい出前講座」、自主防災組織の活動等を通じ、広報や啓発に努め、各家庭や地域における備蓄を促進します。

5 企業・事業者等における備蓄について（P19）

企業・事業者等（保育園などの公共施設の管理者を含む）については、震災時における従業員等の連絡方法を定め、「最低3日間、推奨1週間」分以上の備蓄等を推進し、地震が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められます。

そのため、企業・事業者等に対し、備蓄の推進を図るための啓発や、従業員が、災害時に必要となる備えを行うよう呼びかけるとともに、企業・事業者等と行政との相互連携を図るために設置した防災協力連絡会において、情報や意見の交換を通じ、企業・事業者等の備蓄の推進などの防災対策の検討を進めます。

6 帰宅困難者用備蓄について（P20～21）

主要駅周辺を中心に、屋外滞留者を一時的に保護するスペースとして、帰宅困難者用一時滞在施設の確保を進めており、当該施設利用者に対し、最低限の物資を配布するため備蓄を行います。

（1）帰宅困難者用備蓄物資交付対象者

市内主要5駅（川崎駅、武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅、登戸駅、新百合ヶ丘駅）と宮前区内の帰宅困難者用一時滞在施設利用者及び川崎臨海部の帰宅困難者一時滞在施設利用者の合計38,883人を帰宅困難者用備蓄物資交付対象者とします。

●市内主要駅等における帰宅困難者一時滞在施設利用者

	川崎区・幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
対象者数	19,128人	4,745人	6,364人	627人	1,847人	2,532人	35,243人

●川崎臨海部の帰宅困難者一時滞在施設利用者

対象地区	施設利用者
東扇島・浮島・千鳥町・塩浜・水江町・大川町	3,640人

（2）備蓄品目・数量

ア 飲料水

主要駅等：1人当たり1本(500mL)として、35,900本を備蓄します。

臨海部等：1人当たり1本(2L)として、3,640本を備蓄します。

イ 防寒用アルミシート

1人当たり1枚として、39,540枚を備蓄します。

ウ 携帯トイレ

1人当たり1セットとして、39,540セットを備蓄します。

エ 簡易食料

1人当たり1個として、39,540個を備蓄します。

(3) 保管場所・配分内訳

対象駅等	保管場所	飲料水	防寒シート	携帯トイレ	簡易食料
川崎駅	幸区堀川町備蓄倉庫	19,200本	19,200枚		
	各一時滞在施設等	-	-	19,200セット	19,200個
武蔵小杉駅	各一時滞在施設等	5,000本	5,000枚	5,000セット	5,000個
武蔵溝ノ口駅	各一時滞在施設等	6,400本	6,400枚	6,400セット	6,400個
宮前区内	各一時滞在施設等	700本	700枚	700セット	700個
登戸駅	多摩区役所	2,000本	2,000枚	2,000セット	2,000個
新百合ヶ丘駅	麻生区役所	2,600本	2,600枚	2,600セット	2,600個
川崎臨海部	各一時滞在施設等	3,640本	3,640枚	3,640セット	3,640個
	計	39,540本	39,540枚	39,540セット	39,540個

7 児童生徒用備蓄について (P22~23)

震度5強以上の地震が発生した場合、市立小学校及び特別支援学校の児童生徒を保護者に引き渡すまで一時保護することとしており、その間の食料や飲料水、生活必需品等が必要となります。

また、市立中学校及び市立高等学校の生徒についても、予め保護者との合意により一時保護することとなっている生徒分については、物資が必要となります。

そのため、各学校で必要となる食料や飲料水、生活必需品等の備蓄を行います。

(1) 児童生徒用備蓄物資交付対象者

市立小学校、特別支援学校の児童生徒については、保護者が帰宅困難者となり、引き取りが夜間または翌日となることが予想される全児童生徒の3割、約24,100人を児童生徒用備蓄物資交付対象者とします。

また、市立中学校の生徒については、全生徒の約3割、約9,500人、市立高等学校の生徒については、公共交通機関を利用して通学する約2,400人を一時保護が必要となると想定し、それぞれ児童生徒用備蓄物資交付対象者とします。

(2) 備蓄品目・数量

ア 食料・飲料水

(ア) アルファ化米 (市立小・中・高等学校及び特別支援学校)

1人当たり2食分として、72,000食を備蓄します。

(イ) 栄養補助食品 (市立小・中・高等学校及び特別支援学校)

1人当たり1食分として、36,000食を備蓄します。

(ウ) 氷砂糖（市立小学校及び特別支援学校）

普通学級 1 クラス当たり 1 袋（1 kg）とし、2,214 kg、特別支援学校については、35 人を 1 クラスとして換算し、1 kgをそれぞれ備蓄し、総備蓄量は 2,227 kgとします。

(エ) 飲料水（2L）（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

※想定以上の一時保護児童生徒が生じた場合にも対応できるようにするため。

1 人当たり 2Lとして、72,000Lを備蓄します。

イ 生活必需品

(ア) 非常用ランタン（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

各クラス 1 個として、3,253 個を備蓄します。

(イ) 防寒用アルミシート（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

1 人当たり 1 枚分として、36,000 枚を備蓄します。

(3) 配分内訳

学校種別	アルファ化米	栄養補助食品	氷砂糖	飲料水	非常用ランタン	防寒用アルミシート
市立小学校	48,200 食	24,100 食	2,214 kg	48,200 L	2,214 個	24,100 枚
特別支援学校			13 kg		105 個	
市立中学校	19,000 食	9,500 食		19,000 L	793 個	9,500 枚
市立高等学校	4,800 食	2,400 食		4,800 L	141 個	2,400 枚
計	72,000 食	36,000 食	2,227 kg	72,000 L	3,253 個	36,000 枚

8 流通在庫備蓄について（P24～25）

現在、市内業者や全国展開している企業と協定を締結し、発災時における物資確保の体制を整えています。今後についても、流通在庫備蓄の体制を強化します。

また、市の備蓄を保管する物資として、流通在庫備蓄の確保を図るため、これまで締結している協定内容を検証し、実効性のある流通在庫備蓄や円滑な供給体制の確保に努めます。

9 救援物資について（P26～27）

東日本大震災や熊本地震において、被災地の避難所等では、物資が円滑に届かない状態が発生しました。

こうしたことから、国や県、他自治体等とも連携・協力して、速やかに救援物資の受入れが行えるよう、受入体制の見直しを図るとともに、マニュアル等を定めるなどして、体制の強化に努めていきます。

また、救援物資の輸送や在庫管理等の業務を円滑に行うためには、物流計画の専門家や物流業務に精通した民間事業者の知識やノウハウ、また、施設等を活用することが必要であることから、各民間事業者と締結している輸送協定の内容について見直しを図るとともに、物流企業と連携し、効率的な物流システムの構築に努めます。

さらに、避難所等からの物資需要を的確に把握し、円滑な物資提供ができるよう、的確な物資需要の情報収集体制の構築に努めます。

10 備蓄倉庫について（P28～29）

（１）備蓄倉庫の機能・役割

発災直後から必要な公的備蓄物資については、あらかじめ各避難所（市立小・中学校等）に備蓄することとし、備蓄倉庫を整備します。

また、これまで、公的備蓄物資を集中的に備蓄していた集中備蓄倉庫については、補完的な役割を果たす倉庫と位置づけ、今後も活用していきます。

（２）備蓄倉庫の区分

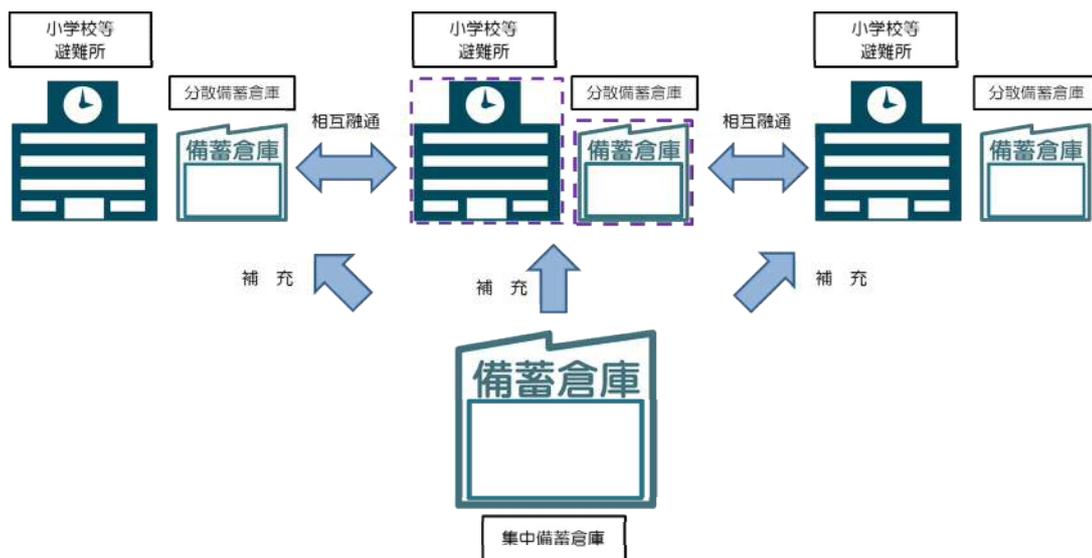
ア 分散型備蓄倉庫

災害時、すみやかに必要な物資が交付できるよう各避難所（市立小・中学校等）に整備する倉庫（一時的余裕教室も含む）

イ 集中備蓄倉庫

避難者の多い避難所への物資補充や救援物資等を一時保管する目的で使用する倉庫

（３）備蓄倉庫の設置イメージ



（４）備蓄倉庫の整備計画及び補修計画

ア 分散備蓄倉庫

各避難所（市立小・中学校等）に独立型備蓄倉庫を整備します。ただし、校舎の増改築等がある場合には、校舎の一部に備蓄倉庫を整備します。

イ 集中備蓄倉庫

集中備蓄倉庫については、都市基盤整備や公共施設の再整備等にあわせ、立地条件等を踏まえつつ、必要な整備を行います。

また、長寿化を図るため、屋上防水など、老朽化した倉庫の補修を進めます。

(5) 備蓄倉庫に配備する品目

ア 分散備蓄倉庫

備蓄する公的備蓄物資については、原則として同一品目を被害想定調査結果なども踏まえた数量を備蓄します。

イ 集中備蓄倉庫

避難者の多い避難所へ物資を補充するため、備蓄する公的備蓄物資の品目については、分散備蓄倉庫に備蓄する公的備蓄物資の品目と同じものとします。

※注 各項目のタイトル横のカッコ内のページは、計画全文の該当ページになります。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

川崎市備蓄計画



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

目次

1	はじめに	1
2	基本的な考え方について	2
	(1) 公的備蓄物資交付対象者	2
	(2) 公的備蓄品目	5
	(3) 公的備蓄の計画数量	7
3	公的備蓄物資整備（購入）計画	15
	(1) 食料・飲料水	15
	(2) 生活必需品	15
	(3) 資器材	15
	(4) 災害用トイレ	15
	(5) 公的備蓄物資の管理	15
4	家庭内備蓄について	16
	(1) 飲料水	16
	(2) 食料	16
	(3) 生活必需品	17
	(4) 災害用トイレ	18
	(5) 医薬品等	18
5	企業・事業者等における備蓄について	19
6	帰宅困難者用備蓄について	20
7	児童生徒用備蓄について	22
8	流通在庫備蓄について	24
9	救援物資について	26
10	備蓄倉庫について	28
	(1) 備蓄倉庫の機能・役割	28
	(2) 備蓄倉庫の区分	28
	(3) 備蓄倉庫設置イメージ	28
	(4) 備蓄倉庫の整備計画及び補修計画	29
	(5) 備蓄倉庫に配備する品目	29

1 はじめに

本市では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、平成 24 年度に「川崎市地震被害想定調査」を実施するとともに、その調査結果などを踏まえ「川崎市地域防災計画」をはじめとする各種防災計画の見直し等を行い、見直した計画に基づき、防災・減災に向けた取組を推進してきました。

本計画についても、全市的な備蓄体制の強化を図るため、平成 21 年度と平成 24 年度の「川崎市地震被害想定調査」の結果を比較し、被害が大きい結果に基づいて、公的備蓄物資の品目・数量の見直しや各区への配分数量の明確化、帰宅困難者用備蓄や児童生徒用備蓄の新規位置づけ等を行うことなどを目的として、平成 25 年 4 月に改定を行い、備蓄体制の強化に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、前震と本震の 2 度にわたる震度 7 の地震が発生したことなどから、死者 161 名（震災関連死含む）、負傷者 2,692 名（平成 28 年 12 月 14 日 18 時現在）、ピーク時の避難者が約 18 万人発生し、避難所運営や避難所以外の避難者への対応、支援物資の受入・運搬、各機関間での情報共有のあり方など、改めて、強化していくべき課題が浮き彫りとなりました。

また、本市からも、熊本市を中心に、延べ約 380 名の職員を派遣し、DMAT、避難所運營業務、避難者の健康相談・栄養相談業務など様々な支援活動を行いました。こうした活動を通じて得られた課題や教訓などの情報共有を行うとともに、本市で大規模災害が発生した場合に備え、それらの課題解決に向けた取り組みを着実に進めていく必要があります。

こうしたことから、今回、本計画について、首都直下地震対策における国の動向や熊本地震から得られた課題・教訓などを踏まえ、発災初動期に必要な、備蓄食料やプライバシーの確保、要援護者などに配慮した資器材の追加、衛生関連用品等の品目・数量の見直しを行うことで、さらなる備蓄体制の強化を図ることを目的として、改定を行うものです。

また、今後、改定した本計画に基づき、自助・共助（互助）を基本に、市民による日頃からの家庭内備蓄や企業内備蓄などを促進するとともに、流通在庫備蓄や救援物資等の考え方を踏まえ、市民・企業・行政が、日頃からの備えや災害時に適切な対策を講じることができるよう、体制の強化を継続して進めていきます。

なお、今後 5 年ごとに見直しの検討を行うこととし、新たな課題や強化していくべき課題が生じた場合などには、その都度検討を加え、必要に応じ計画の修正を行うこととします。

2 基本的な考え方について

自らの身の安全は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分以上の飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行う必要があります。

しかし、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されます。

このため、本市としては、自助・共助（互助）を基本としつつ、発災直後に必要となる食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材等を備蓄します。

備蓄数量等については、平成27年度に実施した「川崎市地震防災戦略」の減災効果の評価において、平成21年度「川崎市地震被害想定調査」の被害と比較し、建物被害棟数は減少していますが、安全性を考慮し、従来のまま、平成21年度と平成24年度の「川崎市地震被害想定調査」を比較し、被害が大きい結果に基づき算定します。

また、自助・共助（互助）の取組を促進するため、市民や企業、事業者などに対し、食料・生活必需品の備蓄や非常持出品の準備の必要性などについて、啓発活動を実施していきます。

なお、各項目における備蓄物資については、状況に応じて相互利用するものとします。

（1）公的備蓄物資交付対象者

避難者については、家屋被害によるものの他、余震等の不安によるものなどが想定されますが、公的備蓄物資交付対象者は、「震災の発生により、家屋の全壊、焼失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」として、次のア～エの考え方にに基づき、算定します。

●避難者数の内訳（「川崎市地震被害想定調査（平成21年度）」から）

	家屋被害あり			家屋被害なし			合計
	全壊	焼失	半壊	断水	エレベータ 停止	余震不安	
川崎区	10,899人	20,472人	13,723人	33,007人	667人	400人	79,167人
幸区	8,620人	11,694人	10,089人	25,131人	690人	215人	56,439人
中原区	13,614人	20,897人	15,200人	32,213人	640人	416人	82,979人
高津区	13,018人	8,702人	14,248人	34,123人	604人	438人	71,133人
宮前区	5,884人	6,394人	8,049人	37,563人	318人	453人	58,661人
多摩区	2,765人	5,742人	4,871人	22,574人	269人	248人	36,469人
麻生区	1,775人	4,764人	3,289人	19,439人	318人	283人	29,867人
合計	56,574人	78,665人	69,469人	204,049人	3,506人	2,452人	414,715人

※小数点以下を四捨五入しているため区ごとの数字と合計が一致しない場合があります。

●避難者数の内訳（「川崎市地震被害想定調査（平成24年度）」から）

	家屋被害あり			家屋被害なし			合計
	全壊	焼失	半壊	断水	エレベーター停止	余震不安	
川崎区	8,767人	15,418人	11,942人	29,564人	651人	1,348人	67,689人
幸区	8,486人	12,336人	9,793人	23,724人	647人	1,376人	56,363人
中原区	6,528人	14,837人	9,928人	30,720人	735人	2,720人	65,467人
高津区	5,512人	10,527人	8,385人	30,639人	670人	2,726人	58,457人
宮前区	3,067人	8,446人	5,064人	33,088人	323人	731人	50,719人
多摩区	1,918人	7,656人	3,707人	17,580人	266人	2,449人	33,575人
麻生区	1,344人	6,158人	2,654人	17,598人	311人	741人	28,806人
合計	35,622人	75,378人	51,472人	182,913人	3,602人	12,090人	361,077人

※小数点以下を四捨五入しているため区ごとの数字と合計が一致しない場合があります。

ア 家屋被害によるもの（全壊、焼失、半壊）

全壊、焼失により住む場所を失った者は、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難と想定されることから、公的備蓄物資交付対象者として計上します。

なお、家屋が半壊した者は、自宅から必要な物資を持ち出すことが可能なことから、公的備蓄物資交付対象者には計上しません。

イ 家屋は無被害だが余震等の不安によるもの

余震等による不安など、心理的な面から、避難することが想定されますが、家屋が無被害であるため、必要な物資を持ち出すことが可能なことから、公的備蓄物資交付対象者には計上しません。

ウ エレベーター停止によるもの（生活支障）

中高層マンション居住者で6階より上階に居住しており、エレベーターが停止することによって、物資の運搬が困難になるケースがあり、生活に支障をきたすと想定されますが、必要な物資を持ち出すことが可能なことから、公的備蓄物資交付対象者には計上しません。

エ 断水によるもの（生活支障）

断水によって生活に支障をきたすことが想定されますが、必要な物資を持ち出すことが可能なことから、公的備蓄物資交付対象者には計上しません。

●「川崎市地震被害想定調査（平成21年度）」と「川崎市地震被害想定調査（平成24年度）」を比較し、被害の大きい数値を用いて対象者数の算定を行います。

●また、ア～エに基づき、「家屋の全壊、焼失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」を公的備蓄物資交付対象者とします。

→公的備蓄物資交付対象者は、「137,778人」とします。

●公的備蓄物資交付対象者の内訳

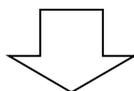
避難者数（全壊、焼失）の内訳（平成 21 年度）

	家屋被害あり		対象者 合計
	全壊	焼失	
川崎区	10,899 人	20,472 人	31,371 人
幸区	8,620 人	11,694 人	20,314 人
中原区	13,614 人	20,897 人	34,511 人
高津区	13,018 人	8,702 人	21,720 人
宮前区	5,884 人	6,394 人	12,278 人
多摩区	2,765 人	5,742 人	8,507 人
麻生区	1,775 人	4,764 人	6,539 人
合計	56,574 人	78,665 人	135,239 人

避難者数（全壊、焼失）の内訳（平成 24 年度）

	家屋被害あり		対象者 合計
	全壊	焼失	
川崎区	8,767 人	15,418 人	24,185 人
幸区	8,486 人	12,336 人	20,822 人
中原区	6,528 人	14,837 人	21,365 人
高津区	5,512 人	10,527 人	16,039 人
宮前区	3,067 人	8,446 人	11,513 人
多摩区	1,918 人	7,656 人	9,574 人
麻生区	1,344 人	6,158 人	7,502 人
合計	35,622 人	75,378 人	111,000 人

※小数点以下を四捨五入しているため区ごとの数字と合計が一致しない場合があります。



公的備蓄物資交付対象者の内訳

	家屋被害あり		対象者 合計
	全壊	焼失	
川崎区	10,899 人	20,472 人	31,371 人
幸区	8,486 人	12,336 人	20,822 人
中原区	13,614 人	20,897 人	34,511 人
高津区	13,018 人	8,702 人	21,720 人
宮前区	5,884 人	6,394 人	12,278 人
多摩区	1,918 人	7,656 人	9,574 人
麻生区	1,344 人	6,158 人	7,502 人
合計	55,163 人	82,615 人	137,778 人

(2) 公的備蓄品目

公的備蓄品目については、緊急性があり、家屋の全壊、焼失により避難した市民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの約3日間、必要不可欠な食料、生活必需品などを選定します。

ア 食料・飲料水

(ア) アルファ化米

アレルギー特定原材料等27品目を含まない御飯を備蓄します。

(イ) 白粥（アルファ化米）

高齢者及び幼児用等向けに、アレルギー特定原材料等27品目を含まず、咀嚼しやすい、白粥を備蓄します。

(ウ) 粉ミルク

乳幼児用として、アレルギー特定原材料等3品目（ミルク・卵・大豆）のアレルゲン性を低減した粉ミルクを備蓄します。

(エ) 簡易食料（クッキー）

災害当日の応急的食事用として、調理不要な簡易食料を備蓄します。

(オ) 飲料水

発災直後の応急対策として、必要な飲料水を備蓄します。

イ 生活必需品

生活必需品については、避難所生活を行う上で、生活開始当初から必要不可欠と考えられる次の物資を備蓄します。

品 目		
●毛布	●紙おむつ（乳幼児用）	●紙おむつ（大人用）
●生理用品	●哺乳瓶	●トイレトペーパー

ウ 資器材

資器材については、救出活動や避難所運営等、地域における応急対策活動に必要な次の資器材を備蓄します。

品 目	
●シャベル	●つるはし
●掛矢（両口ハンマー）	●脚立
●防水シート（ブルーシート）	●ロープ
●トランジスタメガホン	●発電機
●投光器	●コードリール
●折畳式リヤカー	●斧（手斧）
●鍋	●コンロ
●カセットコンロ（ボンベ3本付属）	●やかん
●バール	●ガソリン携行缶（10L容器）
●非常用ガソリン缶詰（10L＝1L×10缶）	●バルーン型LED投光器
●携行型多機能ライト	●ランタン
●プライベートルーム	●ラジオ
●エアマット	●消火ホースキット

エ 災害用トイレ

震災時には、上下水道設備が被害を受けることが想定され、トイレの使用が困難な状況となることを見込まれます。

そのため、災害時のトイレ対策として、現状で保有している仮設トイレ組立式やマンホールトイレ（上屋）を使用するとともに、学校のトイレの活用を前提として携帯トイレの備蓄を進めます。

オ 医薬品等

災害時における医療救護を迅速かつ適切に実施できるよう、各区保健福祉センター、川崎市立病院、井田障害者センター及び各区休日急患診療所に医薬品を備蓄します。

また、関係機関と調整し、利用者個人のストーマ装具の保管について、検討を進めるとともに、応急的な備蓄としてのストーマ装具及びストーマ用品の備蓄を進めます。

カ 消耗品

避難所運営に必要な消耗品について、整備を進めます。

衛生用品関連：嘔吐物処理セット、救急箱、ゴミ袋、衛生手袋、タオル、ポリバケツ、蚊取線香 など

事務用品関連：腕章、名札、乾電池 など

キ その他

市が災害用以外で配備している資器材等についても、災害状況を踏まえ、必要に応じ活用します。

(3) 公的備蓄の計画数量

公的備蓄物資の計画数量を次のとおり定めます。

なお、公的備蓄物資以外の物資については、流通在庫備蓄や救援物資等により、必要数量を確保するとともに、平常時から協定内容の確認や新規協定の締結ができるよう努めます。

ア 食料・飲料水

食料・飲料水の数量については、公的備蓄物資交付対象者の年代等を考慮し、算定します。

●算定基礎となる年代等

年齢区分	割合	適用
3歳から69歳	83.49%	アルファ化米
1歳, 2歳及び70歳以上	15.55%	白粥(アルファ化米)
0歳	0.96%	粉ミルク
0歳から3歳	3.61%	紙おむつ(乳幼児用)
40歳以上の要介護認定者のうち要介護3以上	1.19%	紙おむつ(大人用)
10歳から55歳女性	29.65%	生理用品

※割合は、川崎市年齢各歳別男女別人口(平成28年10月1日現在)に基づき算定。

(ア) アルファ化米《対象：3歳から69歳》

1人当たり2食分を備蓄し、注水後の出来上がり量は、1人1食当たり260g程度(おにぎり2.5個分)を基準とします。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 83.49\% \times 2 \text{ 食分} \div \boxed{230,250 \text{ 食}}$$

(イ) 白粥(アルファ化米)《対象：1歳, 2歳及び70歳以上》

1人当たり2食分を備蓄し、注水後の出来上がり量は、1人1食当たり210g程度を基準とします。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 15.55\% \times 2 \text{ 食分} \div \boxed{43,150 \text{ 食}}$$

(ウ) 粉ミルク《対象：0歳》

1人1日当たり1,000mLとして3日分を目安に備蓄し、1回当たりの調乳量を200mL(粉換算：27g)、1日5回(粉換算：135g)として、1缶当たり850gを基準とします。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 0.96\% \times 135\text{g/日} \times 3 \text{ 日} \div 850\text{g} \div \boxed{656 \text{ 缶}}$$

(エ) 簡易食料《対象：全公的備蓄物資交付対象者》

1人当たり1個(60g)を備蓄します。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 1 \text{ 個} \div \boxed{138,000 \text{ 個}}$$

(オ) 飲料水《対象：全公的備蓄物資交付対象者》

1人当たり1本(500 mL)を備蓄し、給水車や応急給水拠点による応急給水が開始されるまでの間、必要な飲料水を確保します。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 1 \text{ 本 (500 mL)} \quad \doteq \quad \boxed{137,832 \text{ 本}}$$

イ 生活必需品

生活必需品の数量については、公的備蓄物資交付対象者の年代等（前頁記載）を考慮し、算定します。

(ア) 毛布《全公的備蓄物資交付対象者》

1人当たり1枚として備蓄します。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} \quad \doteq \quad \boxed{137,820 \text{ 枚}}$$

(イ) 紙おむつ（乳幼児用）《対象：0歳から3歳》

1人1日当たり8枚として3日分を備蓄します。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 3.61\% \times 8 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} \quad \doteq \quad \boxed{121,000 \text{ 枚}}$$

(ウ) 紙おむつ（大人用）《対象：40歳以上の要介護認定者のうち要介護3以上》

1人1日当たり6枚として3日分を備蓄します。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 1.19\% \times 6 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} \quad \doteq \quad \boxed{30,000 \text{ 枚}}$$

(エ) 生理用品《対象：10歳から55歳女性》

対象人口比4分の1（4週に1回換算）に対し、1人1日当たり8枚として3日分を備蓄します。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 29.65\% \div 4 \times 8 \text{ 枚/日} \times 3 \text{ 日} \quad \doteq \quad \boxed{246,800 \text{ 枚}}$$

(オ) 哺乳瓶《対象：0歳》

煮沸消毒が困難であることを想定し、1日1個を基準として、1人当たり3個を目安に備蓄します。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 0.96\% \times 3 \text{ 個} \quad \doteq \quad \boxed{4,000 \text{ 個}}$$

(カ) トイレットペーパー《対象：全公的備蓄物資交付対象者》

1人1日当たり9mとして3日分を備蓄します。

なお、1ロールあたり60mを基準とします。

【計画数量】

$$137,778 \text{ 人} \times 9\text{m} \times 3 \text{ 日} \div 60\text{m} \quad \doteq \quad \boxed{62,520 \text{ ロール}}$$

ウ 資器材

資器材については、各避難所（175箇所）に、次の数量を備蓄します。

品 目	数 量
1 シャベル	避難所175箇所 × 3 = 525本
2 つるはし	避難所175箇所 × 3 = 525本
3 掛矢（両口ハンマー）	避難所175箇所 × 1 = 175本
4 脚立	避難所175箇所 × 1 = 175台
5 防水シート（ブルーシート）	避難所175箇所 × 20 = 3,500枚
6 ロープ	避難所175箇所 × 3 = 525本
7 トランジスタメガホン	避難所175箇所 × 3 = 525本
8 発電機	避難所175箇所 × 1 = 175台
9 投光器	避難所175箇所 × 2 = 350基
10 コードリール	避難所175箇所 × 2 = 350台
11 折畳式リヤカー	避難所175箇所 × 1 = 175台
12 斧（手斧）	避難所175箇所 × 1 = 175本
13 鍋	避難所175箇所 × 1 = 175セット
14 コンロ	
15 カセットコンロ（ボンベ3本付属）	避難所175箇所 × 2 = 350セット
16 やかん	避難所175箇所 × 2 = 350個
17 バール	避難所175箇所 × 1 = 175個
18 ガソリン携行缶（10L容器）	避難所175箇所 × 2 = 350個
19 非常用ガソリン缶詰（10L = 1L × 10缶）	避難所175箇所 × 1 = 175箱
20 バルーン型LED投光器	避難所175箇所 × 1 = 175基
21 携行型多機能ライト	避難所175箇所 × 3 = 525本
22 ランタン	避難所175箇所 × 10 = 1,750台
23 プライベートルーム	避難所175箇所 × 3 = 525基
24 ラジオ	避難所175箇所 × 1 = 175台
25 エアマット	避難所175箇所 × 20 = 3,500枚
26 消火ホースキット	避難所175箇所 × 1 = 175基

エ 災害用トイレ

災害用トイレについては、「震災の発生により、家屋の全壊、焼失、半壊のため、避難所で生活することを余儀なくされた者」及び「家屋被害がなく避難してきた者のうち、3割の者」を対象者とし、年代等を考慮し算定します。

●災害用トイレ使用者等の内訳

避難者数の内訳（「川崎市地震被害想定調査（平成21年度）」から）（再掲）

	家屋被害あり			家屋被害なし			合計
	全壊	焼失	半壊	断水	エレベータ 停止	余震不安	
川崎区	10,899 人	20,472 人	13,723 人	33,007 人	667 人	400 人	79,167 人
幸区	8,620 人	11,694 人	10,089 人	25,131 人	690 人	215 人	56,439 人
中原区	13,614 人	20,897 人	15,200 人	32,213 人	640 人	416 人	82,979 人
高津区	13,018 人	8,702 人	14,248 人	34,123 人	604 人	438 人	71,133 人
宮前区	5,884 人	6,394 人	8,049 人	37,563 人	318 人	453 人	58,661 人
多摩区	2,765 人	5,742 人	4,871 人	22,574 人	269 人	248 人	36,469 人
麻生区	1,775 人	4,764 人	3,289 人	19,439 人	318 人	283 人	29,867 人
合計	56,574 人	78,665 人	69,469 人	204,049 人	3,506 人	2,452 人	414,715 人

※小数点以下を四捨五入しているため区ごとの数字と合計が一致しない場合があります。

避難者数の内訳（「川崎市地震被害想定調査（平成24年度）」から）（再掲）

	家屋被害あり			家屋被害なし			合計
	全壊	焼失	半壊	断水	エレベータ 停止	余震不安	
川崎区	8,767 人	15,418 人	11,942 人	29,564 人	651 人	1,348 人	67,689 人
幸区	8,486 人	12,336 人	9,793 人	23,724 人	647 人	1,376 人	56,363 人
中原区	6,528 人	14,837 人	9,928 人	30,720 人	735 人	2,720 人	65,467 人
高津区	5,512 人	10,527 人	8,385 人	30,639 人	670 人	2,726 人	58,457 人
宮前区	3,067 人	8,446 人	5,064 人	33,088 人	323 人	731 人	50,719 人
多摩区	1,918 人	7,656 人	3,707 人	17,580 人	266 人	2,449 人	33,575 人
麻生区	1,344 人	6,158 人	2,654 人	17,598 人	311 人	741 人	28,806 人
合計	35,622 人	75,378 人	51,472 人	182,913 人	3,602 人	12,090 人	361,077 人

※小数点以下を四捨五入しているため区ごとの数字と合計が一致しない場合があります。

災害用トイレ使用者等の内訳

	家屋被害あり(全数)			家屋被害なし(3割)			合計
	全壊	焼失	半壊	断水	エレベータ 停止	余震不安	
川崎区	10,899人	20,472人	13,723人	9,903人	201人	120人	55,318人
幸区	8,620人	11,694人	10,089人	7,540人	207人	65人	38,215人
中原区	13,614人	20,897人	15,200人	9,664人	192人	125人	59,692人
高津区	13,018人	8,702人	14,248人	10,237人	182人	132人	46,519人
宮前区	5,884人	6,394人	8,049人	11,269人	96人	136人	31,828人
多摩区	2,765人	5,742人	4,871人	6,773人	81人	75人	20,307人
麻生区	1,775人	4,764人	3,289人	5,832人	96人	85人	15,841人
合計	56,575人	78,665人	69,469人	61,218人	1,055人	738人	267,720人

●算定基礎となる年代等

年齢区分	割合	適用
0歳から3歳	3.61%	紙おむつ(乳幼児用)
4歳から6歳	2.55%	簡易トイレ組立式 及び携帯トイレ
40歳以上の要介護認定者のうち、要介護2以下	1.36%	簡易トイレ組立式 及び携帯トイレ
40歳以上の要介護認定者のうち要介護3以上	1.19%	紙おむつ(大人用)
上記以外(避難者のうち個別対応が必要ない者)	91.29%	仮設トイレ組立式マンホールトイレ 及び携帯トイレ

※割合は、川崎市年齢各歳別男女別人口(平成28年10月1日現在)に基づき算定。

(ア) 仮設トイレ組立式《対象：避難者のうち個別対応が必要ない者》

1基で60人に対応します。

【計画数量】

3,021基

(イ) マンホールトイレ(上屋)

1基で60人に対応します。

【計画数量】

避難所及び広域避難場所(公園)に整備したマンホールトイレ分を備蓄します。

179基

(ウ) 簡易トイレ組立式

《対象：4歳から6歳、40歳以上の要介護認定者のうち要介護2以下》
学校のトイレで対応できない分を2人に対し、1個の割合で備蓄します。

【計画数量】

$$267,720 \text{ 人} \times 3.91\% \div 2 \text{ 人} = 429 \text{ (学校のトイレを便座として使用する数)}$$
$$\Rightarrow \boxed{4,805 \text{ 個}}$$

(エ) 携帯トイレ

a 《対象：4歳から6歳、40歳以上の要介護認定者のうち要介護2以下》

1人1日当たり5回として、3日分を備蓄します。

【計画数量】

$$267,720 \text{ 人} \times 3.91\% \times 1 \text{ 枚/回} \times 5 \text{ 回} \times 3 \text{ 日分} \Rightarrow \boxed{157,100 \text{ 枚}}$$

b 《対象：避難者のうち個別対応が必要ない者》

災害発生初期のトイレ対応及び仮設トイレ組立式やマンホールトイレでは供給できない避難者のトイレ対応として、学校のトイレの便座を活用し、1人1日当たり5回として、3日分を備蓄します。

【計画数量】

$$[267,720 \text{ 人} \times 91.29\% \times 3 - ((1,702 + 139) \times 60 \text{ 人} + (1,702 + 139 + 659) \times 60 \text{ 人} + (1,702 + 139 + 1,319) \times 60 \text{ 人})] \times 1 \text{ 枚/回} \times 5 \text{ 回} \Rightarrow \boxed{1,415,800 \text{ 枚}}$$

●各避難所における配備等

災害発生初期における避難所でのトイレ対応を踏まえ、各避難所では仮設トイレ組立式を最低5基及び携帯トイレを1,000枚常備するように努めます。また、備蓄しているトイレの内、老朽化したものの対応についても検討を進めます。

オ 各区への配分計画数

区別の公的備蓄物資交付対象者数や避難所数等に基づき、次のとおり、各区への配分計画数を定めます。

●各区への配分計画数

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
想定避難者数		79,167 人	56,439 人	82,979 人	71,133 人	58,661 人	36,469 人	29,867 人	414,715 人
公的備蓄物資 交付対象者数		31,371 人	20,822 人	34,511 人	21,720 人	12,278 人	9,574 人	7,502 人	137,778 人
避難所数		33 箇所	22 箇所	28 箇所	21 箇所	25 箇所	21 箇所	25 箇所	175 箇所
食料・飲料水	アルファ化米	52,450 食	34,800 食	57,700 食	36,300 食	20,500 食	16,000 食	12,500 食	230,250 食
	白粥 (アルファ化米)	9,800 食	6,500 食	10,800 食	6,800 食	3,850 食	3,000 食	2,400 食	43,150 食
	粉ミルク	152 缶	96 缶	168 缶	104 缶	56 缶	48 缶	32 缶	656 缶
	簡易食料	31,400 個	20,850 個	34,550 個	21,750 個	12,300 個	9,600 個	7,550 個	138,000 個
	飲料水	31,392 本	20,832 本	34,512 本	21,720 本	12,288 本	9,576 本	7,512 本	137,832 本
生活必需品	毛布	31,380 枚	20,830 枚	34,520 枚	21,720 枚	12,280 枚	9,580 枚	7,510 枚	137,820 枚
	紙おむつ (乳幼児用)	27,600 枚	18,200 枚	30,300 枚	19,100 枚	10,800 枚	8,400 枚	6,600 枚	121,000 枚
	紙おむつ (大人用)	6,800 枚	4,500 枚	7,500 枚	4,800 枚	2,700 枚	2,100 枚	1,600 枚	30,000 枚
	生理用品	56,200 枚	37,300 枚	61,800 枚	38,900 枚	22,000 枚	17,200 枚	13,400 枚	246,800 枚
	哺乳瓶	900 個	600 個	1,000 個	600 個	400 個	300 個	200 個	4,000 個
	トイレット ペーパー	14,160 ロール	9,480 ロール	15,600 ロール	9,840 ロール	5,640 ロール	4,320 ロール	3,480 ロール	62,520 ロール
資器材	シャベル	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	つるはし	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	掛矢 (両口ハンマー)	33 本	22 本	28 本	21 本	25 本	21 本	25 本	175 本
	脚立	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	防水シート (ブルーシート)	660 枚	440 枚	560 枚	420 枚	500 枚	420 枚	500 枚	3,500 枚
	ロープ	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	トランジスタ メガホン	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	発電機	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	投光器	66 基	44 基	56 基	42 基	50 基	42 基	50 基	350 基
	コードリール	66 台	44 台	56 台	42 台	50 台	42 台	50 台	350 台
	折畳式リヤカー	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	斧 (手斧)	33 本	22 本	28 本	21 本	25 本	21 本	25 本	175 本
	鍋・コンロ	33 セット	22 セット	28 セット	21 セット	25 セット	21 セット	25 セット	175 セット
	カセットコンロ (ガスボンベ3本 付属)	66 セット	44 セット	56 セット	42 セット	50 セット	42 セット	50 セット	350 セット
	やかん	66 個	44 個	56 個	42 個	50 個	42 個	50 個	350 個
パール	33 個	22 個	28 個	21 個	25 個	21 個	25 個	175 個	

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
資器材	ガソリン携行缶 (10L容器)	66 個	44 個	56 個	42 個	50 個	42 個	50 個	350 個
	非常用ガソリン缶 (10L=1L×10缶)	33 箱	22 箱	28 箱	21 箱	25 箱	21 箱	25 箱	175 箱
	パルーン型 LED投光器	33 基	22 基	28 基	21 基	25 基	21 基	25 基	175 基
	携行型 多機能ライト	99 本	66 本	84 本	63 本	75 本	63 本	75 本	525 本
	ランタン	330 台	220 台	280 台	210 台	250 台	210 台	250 台	1,750 台
	プライベート ルーム	99 基	66 基	84 基	63 基	75 基	63 基	75 基	525 基
	ラジオ	33 台	22 台	28 台	21 台	25 台	21 台	25 台	175 台
	エアマット	660 枚	440 枚	560 枚	420 枚	500 枚	420 枚	500 枚	3,500 枚
	消火ホースキット	33 基	22 基	28 基	21 基	25 基	21 基	25 基	175 基
ト災害用 トイレ	仮設トイレ組立式	624 基	431 基	674 基	525 基	359 基	229 基	179 基	3,021 基
	マンホールトイレ (上屋)	45 基	40 基	35 基	29 基	10 基	10 基	10 基	179 基
	簡易トイレ組立式	1,000 個	690 個	1,100 個	860 個	560 個	345 個	250 個	4,805 個
	携帯トイレ (簡易トイレ用)	32,500 枚	22,400 枚	35,000 枚	27,300 枚	18,700 枚	11,900 枚	9,300 枚	157,100 枚
	携帯トイレ (学校トイレ用)	292,500 枚	202,100 枚	315,700 枚	246,000 枚	168,300 枚	107,400 枚	83,800 枚	1,415,800 枚

※その他消耗品を配備 (P.6 カ 消耗品 参照)

3 公的備蓄物資整備（購入）計画

公的備蓄物資整備（購入）計画を次のとおり定めます。

（１）食料・飲料水

アルファ化米及び飲料水については、5年間の賞味期限を有するもの、粉ミルクについては、18ヶ月間の賞味期限を有するもの、また、簡易食料については、7年間の賞味期限を有するものを、計画的に購入します。

賞味期限が1年を切った食料・飲料水については、自主防災組織の訓練や啓発講座の啓発品として、あるいは、小・中学校の防災教育の一環として、活用します。また、市で開催するイベントなどでも活用することにより、防災意識の高揚を図ります。

なお、廃棄処分を極力発生させないため、状況に応じ、生活困窮者への支援活動を行っている団体等に寄付し、有効活用を図ります。

（２）生活必需品

哺乳瓶用乳首については3年間の品質保持期限を有するものを、計画的に購入します。

毛布については、現在、充足しているため、購入から10年以上経過したものについては、毎年度、定量ずつリパック（洗浄及び再梱包処理）を行います。

紙おむつ（乳幼児用・大人用）や生理用品、トイレットペーパーについては、不足が生じた場合に、汎用性の高いものを購入します。なお、購入から長期間経過した物については、定期的にサンプル調査を行い、使用可能かどうかを確認の上、劣化等があれば入替を行います。

（３）資器材

新たに品目を追加した充足していないプライベートルームやランタンなどについては、早急に購入し、整備を進めます。また、故障等が生じた場合には、その都度、修繕や補充を行います。

（４）災害用トイレ

災害用トイレについては、身体に不自由のある方に配慮した洋式トイレ及び既存のトイレ便座を使い即時の対応が可能な携帯トイレを計画的に購入します。

（５）公的備蓄物資の管理

震災時に公的備蓄物資を使用するのは、主に地域住民であることから、地域住民が備蓄場所や資器材の使用方法を把握し、備蓄倉庫の管理を主体的に行うことが好ましいとところです。

したがって、災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう、地域住民や関係機関と十分に協議を行い、管理方法などをまとめたマニュアル等を作成し、地域住民の理解と協力を得ながら、地域が主体となった備蓄倉庫の管理を促進します。

4 家庭内備蓄について

家庭内備蓄は、避難開始当初に持ち出し、避難場所で活用する「一次持出品」（非常持出品）と、在宅避難において必要となるか、避難場所から自宅に取りに戻り、避難場所での活用を想定した「二次持出品」とに区分され、地域防災計画においては、「最低3日間、推奨1週間」分以上の家庭内備蓄を、市民一人ひとりが行うこととしています。

平成27年度に行った「かわさき市民アンケート」では「3日分以上の食料または飲料水を備蓄している」と回答した市民は約56%となっており、災害時の飲料水及び食料についての市民の日頃からの備蓄は十分とは言えない状況です。また、熊本地震においては、避難者が非常持出品を持参せず、大幅な物資の不足が発生しました。

加えて、東北地方太平洋沖地震においては、ライフラインが停止した高層マンション等の高層階において、応急給水やトイレの使用に支障を来した事例が生じており、こうした事情を鑑み、本市においては、市民一人ひとりが災害時の様々な状況を想定した十分な量の飲料水や食料、携帯トイレ等生活必需品の備蓄を行うよう、各種啓発冊子や「ぼうさい出前講座」、自主防災組織の活動等を通じ、一層の市民啓発を図ります。

(1) 飲料水

地域防災計画に基づき、市民一人あたり1日3リットルの飲料水を「最低3日間、推奨1週間」分以上の備蓄とします。

(2) 食料

ア 備蓄のポイント

身の周りにあり、すぐ食べられるものが家庭内備蓄と言えます。具体的には、次のポイントに留意し備蓄を進めることが必要です。

(ア)	日ごろから使用でき、長期間保存可能な食品等を買置きし、賞味期限（消費期限）をチェックしながら日常生活で利用することで、常に備蓄があるようにしておきます。 （家庭内循環備蓄（ローリングストック方式））
(イ)	そのまま食べられるか、お湯（または水）を足す程度の簡単な調理で済む食品を備蓄しておきます。
(ウ)	持ち運びが便利なものを持ち出しやすい場所に置いておきます。
(エ)	必要最低限のエネルギーが得られるものを用意しておきます。
(オ)	各家庭の事情（乳幼児、高齢者、アレルギー、障がい、病気等）に合わせた食料品を用意しておきます。

イ 備蓄の具体例

備蓄に適した食料の具体例は次のとおりです。

上記のポイントを考慮し、かつ、栄養バランスなどに配慮することが望まれます。

●具体例

主食	ごはん・パン・麺類（エネルギー源）
	例 無洗米、乾麺（カップめん）など※
	レトルトのおかゆ、パン、シリアルなど
主菜	肉・魚・卵・大豆製品（たんぱく質源）
	例 ツナ缶、大豆水煮、レトルトのカレー・シチュー、ミートソース缶など
副菜	野菜・きのこ・いも・海藻類（ビタミン・ミネラル源）
	例 乾燥野菜（ほうれん草など）、切り干し大根、乾燥わかめ、即席汁物 など※
	日持ちする野菜、ひじき缶、コーン缶、トマト缶、レトルトスープ、
飲料	水、お茶、スポーツ飲料、野菜ジュース、100%果汁、ロングライフ牛乳など
調味料	塩、味噌、醤油、マヨネーズ、ドレッシング、ケチャップ、めんつゆなど
その他	ビタミン剤、お菓子（幼児用）、はちみつ、梅干、ドライフルーツ、ビスケット、フルーツ缶など

※水やお湯を要するもの

(3) 生活必需品

生活を行う上で必要と考えられる物資については次のとおりです。これらの品目については、平常時から使用している物を活用するとともに、様々な状況を想定し、保管場所等についても考慮して対応することが必要です。

●具体例

衣類	・上着（防寒着）	・下着	・靴下
寝具	・毛布	・布団	・寝袋
消耗品	・紙おむつ	・生理用品	・トイレットペーパー
	・使い捨て食器類	・アルミ箔	・食品用ラップ
	・ティッシュペーパー	・ウエットティッシュ	
	・ゴミ袋		
生活用品	・哺乳瓶	・タオル類	・洗面道具
	・口腔ケア用品（歯ブラシ、液体歯磨き等）		
	・カセットコンロ		
照明器具	・懐中電灯	・ランタン	
燃料類	・乾電池	・カセットコンロ用ボンベ	
その他	・使い捨てカイロ		

(4) 災害用トイレ

上下水道施設の建物被害や管路被害、停電等により、断水が生じた場合、トイレの使用が困難な状況となることを見込まれます。

そのような事態に備え、携帯トイレ等の備蓄を行います。

●具体例

携帯トイレ	・ 1人当たり1日につき約5枚×家族の人数分×3日以上
その他	・ 密閉袋（使用済み携帯トイレ等の保管用） ・ ポリ袋及び新聞紙（手作りトイレ用） ・ 消臭剤

(5) 医薬品等

家庭にある常備薬や救急医療品、三角巾やガーゼ等について、平常時から確認を行います。

また、服用している薬やお薬手帳など、災害時に活用することで、健康保持に寄与するものについては、平常時から管理し、すぐに持ち出せるような保管方法等の検討を行う必要があります。

5 企業・事業者等における備蓄について

企業・事業者等（保育園などの公共施設の管理者を含む）は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止などに取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資器材を備蓄し、防災訓練を実施する必要があります。

また、震災時における従業員との連絡方法を定め、「最低3日間、推奨1週間」分以上の備蓄等を推進し、地震が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められます。

平成21年度に行った「川崎市地震被害想定調査地震防災に関する意識調査」によると、消火訓練や避難訓練など防災訓練は、50%近くの企業等が実施済又は実施中と回答していましたが、備蓄については、食料を「ほとんど備蓄していない」との回答が64.2%、飲料水については、58.8%でした。

こうしたことから、企業・事業者等に対し、備蓄の推進を図るよう啓発を行うとともに、個々の従業員において必要となる備えについても併せて啓発する必要があります。

なお、企業・事業者等の防災については、企業・事業者等と行政との相互連携による防災対策の構築を図ることを目的に設置した川崎市防災協力連絡会で情報や意見の交換などを行い、備蓄の推進など、企業・事業者等が自ら取り組むべき防災対策の検討を推進しています。

加えて、企業・事業者等と近隣住民との連携についても、地域防災力の向上を図る上で欠かせないため、企業・事業者等が保有する施設や資器材、組織力等の防災力や資源を提供する「川崎市防災協力事業所登録制度」の拡大に努めます。

(1) 企業・事業者等が用意するもの

●具体例

飲料水・食料	・従業員用の飲料水及び食料を「最低3日間、推奨1週間」分以上備蓄する。
資器材等	・医薬品 ・携帯トイレ ・毛布 ・防水シート ・テント ・ラジオ ・乾電池 ・ヘルメット ・軍手 ・長靴 ・自転車 ・自家発電機及びその燃料 ・衛生用品（トイレットペーパー等） ・その他必要な物

※保管場所は、取り出すときの容易さ、耐震性、分散化を考慮します。

※資器材については、建物の耐震化の状況や具体的な災害時の活動状況を想定し、品目の選定を行います。

※飲料水、食料、乾電池、自家発電機等は、定期的な更新・点検を行います。

(2) 従業員（個人）が用意するもの

●具体例

装備品	・防寒着 ・雨具 ・リュック ・手袋 ・歩きやすい靴 ・使い捨てカイロ
携行品	・地図 ・懐中電灯 ・携帯ラジオ ・簡易食料 ・飲料水
その他	・小銭 ・ビニール袋 ・ウェットティッシュ

6 帰宅困難者用備蓄について

大規模地震等が発生し、公共交通機関が運行停止した場合、多数の帰宅困難者等が発生し、特に主要駅周辺では多くの滞留者による混乱が予想されます。

この駅前滞留者のうち、職場や学校などの所属場所がなく、屋外で滞留している者を一時的に保護するスペースとして、主要駅周辺を中心に帰宅困難者一時滞在施設の確保を進めており、当該施設利用者に対し、最低限の物資を配布するため備蓄を行います。

(1) 帰宅困難者用備蓄物資交付対象者

帰宅困難者用備蓄物資交付対象者は、「主要駅周辺及び川崎臨海部の帰宅困難者一時滞在施設利用者」として、次のア及びイの考え方にに基づき算定します。

ア 市内主要駅等における帰宅困難者一時滞在施設利用者

「川崎市地震被害想定調査（平成24年度）」等により、市内主要駅等における帰宅困難者一時滞在施設利用者について、帰宅困難者用備蓄物資交付対象者として計上します。

●市内主要駅等における帰宅困難者一時滞在施設利用者

対象区	対象駅	施設利用者数
川崎区・幸区	川崎駅	19,128人
中原区	武蔵小杉駅	4,745人
高津区	武蔵溝ノ口駅	6,364人
宮前区	区内各駅	627人
多摩区	登戸駅	1,847人
麻生区	新百合ヶ丘駅	2,532人
計		35,243人

イ 臨海部の帰宅困難者一時滞在施設利用者

川崎臨海部における帰宅困難者一時滞在施設の利用者について、帰宅困難者用備蓄物資交付対象者として計上します。

●川崎臨海部の帰宅困難者一時滞在施設利用者

対象エリア	地区	施設利用者数
川崎臨海部	東扇島・浮島・千鳥町・塩浜・水江町・大川町	3,640人

※川崎臨海部の帰宅困難者一時滞在施設利用者については、公園等の利用者数や首都高速湾岸線の時間別上下交通量等を参考に算出しました。

・ア及びイより、帰宅困難者備蓄物資交付対象者は、「38,883人」とします。

(2) 備蓄品目・数量

ア 飲料水

1人当たり1本として備蓄します。

【計画数量】

主要駅等：35,243人×1本(500mL) ≒ 35,900本

臨海部等：3,640人×1本(2L) = 3,640本

合計：39,540本

イ 防寒用アルミシート

1人当たり1枚として備蓄します。

【計画数量】

38,883人×1枚 ≒ 39,540枚

ウ 携帯トイレ

1人当たり1セットとして備蓄します。

【計画数量】

38,883人×1セット ≒ 39,540セット

エ 簡易食料

1人当たり1個として備蓄します。

【計画数量】

38,883人×1個 ≒ 39,540個

(3) 保管場所・配分内訳

対象駅等	保管場所	飲料水	防寒シート	携帯トイレ	簡易食料
川崎駅	幸区堀川町備蓄倉庫	19,200本	19,200枚	—	—
	各一時滞在施設等	—	—	19,200セット	19,200個
武蔵小杉駅	各一時滞在施設等	5,000本	5,000枚	5,000セット	5,000個
武蔵溝ノ口駅	各一時滞在施設等	6,400本	6,400枚	6,400セット	6,400個
宮前区内	各一時滞在施設等	700本	700枚	700セット	700個
登戸駅	多摩区役所	2,000本	2,000枚	2,000セット	2,000個
新百合ヶ丘駅	麻生区役所	2,600本	2,600枚	2,600セット	2,600個
川崎臨海部	各一時滞在施設等	3,640本	3,640枚	3,640セット	3,640個
計		39,540本	39,540枚	39,540セット	39,540個

7 児童生徒用備蓄について

市立小学校及び特別支援学校では、平成 23 年 6 月 1 日から、市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合は、児童生徒を保護者に引き渡すまで一時保護することとしており、その間の食料や飲料水、生活必需品等が必要です。

また、市立中学校及び市立高等学校については、保護者と学校で、生徒 1 人ごとに一時保護するか、帰宅させるか事前に取り決めることとなっており、一時保護する場合には、物資が必要です。

市立学校については、避難所に指定されていることから、避難者と児童生徒の備蓄に混乱が生じぬよう、避難者用の公的備蓄とは別に、児童生徒用の備蓄を行うこととし、各学校において、児童生徒一時保護用として、必要な食料や飲料水、非常用ランタン等の生活必需品の備蓄を行います。

なお、災害の状況に応じ、更に一時保護の児童生徒への対応が必要になった場合には、備蓄倉庫内の公的備蓄物資も活用してまいります。また、市立保育園やその他公共施設については、19 頁「5 企業・事業者等における備蓄について」にて、必要な対応を行います。

(1) 児童生徒用備蓄物資交付対象者

ア 市立小学校・特別支援学校の対象者

各市立小学校及び特別支援学校の児童生徒については、保護者が帰宅困難となり、児童生徒の引取りが翌日になる家庭が 3 割程度生じてしまうことを想定し、全児童生徒の約 3 割である約 24,100 人を対象者とします。

イ 市立中学校・市立高等学校の対象者

市立中学校及び市立高等学校の生徒については、翌日まで一時保護することが想定される生徒を対象に必要な物資を備蓄することとし、市立中学校の生徒については、全生徒の約 3 割である約 9,500 人、市立高等学校の生徒については、公共交通機関を利用して通学する約 2,400 人を一時保護が必要となると想定し、それぞれ対象者とします。

・ア及びイから、児童生徒用備蓄物資交付対象者は、約36,000人とします。

(2) 備蓄品目・数量

ア 食料（災害当日 1 食、翌日 2 食、2 日分）

(ア) アルファ化米（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

1 人当たり 2 食分として備蓄します。

【計画数量】

36,000 人×2 食分 ≒ 72,000 食

(イ) 栄養補助食品（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

1 人当たり 1 食分として備蓄します。

【計画数量】

36,000 人×1 食分 ≒ 36,000 食

(ウ) 氷砂糖（市立小学校及び特別支援学校）

普通学級 1 クラス当たり 1 袋（1kg）として備蓄します。

※特別支援学校については 35 人当たり 1 袋（1kg）として整備します。

【計画数量】

$$2,214 \text{ クラス} \times 1\text{kg} + \overset{\text{特別支援学校分}}{13\text{kg}} \div \boxed{2,227\text{kg}}$$

(エ) 飲料水（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

1 人当たり 2L として備蓄します。

※想定以上の一時保護児童生徒が生じた場合にも対応できるようにするため。

【計画数量】

$$36,000 \text{ 人} \times 2\text{L} \div \boxed{72,000\text{L}}$$

イ 生活必需品

(ア) 非常用ランタン（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

市立小・中・高等学校は、普通学級 1 クラス当たり 1 個として備蓄します。

※特別支援学校については 1 クラス当たり 1 個として備蓄します。

【計画数量】

$$3,148 \text{ クラス} \times 1 \text{ 個} + \overset{\text{特別支援学校分}}{105 \text{ 個}} = \boxed{3,253 \text{ 個}}$$

(イ) 防寒用アルミシート（市立小・中・高等学校及び特別支援学校）

1 人当たり 1 枚として備蓄します。

【計画数量】

$$36,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} \div \boxed{36,000 \text{ 枚}}$$

(3) 配分内訳

学校種別	アルファ化米	栄養補助食品	氷砂糖	飲料水	非常用ランタン	防寒用アルミシート
市立小学校	48,200食	24,100食	2,214 kg	48,200L	2,214 個	24,100枚
特別支援学校			13 kg		105 個	
市立中学校	19,000食	9,500食		19,000L	793 個	9,500枚
市立高等学校	4,800食	2,400食		4,800L	141 個	2,400枚
計	72,000食	36,000食	2,227 kg	72,000L	3,253 個	36,000枚

8 流通在庫備蓄について

本市では、企業等とあらかじめ協定等を締結し、震災時に、必要な物資を調達する仕組み（これを「流通在庫備蓄」といいます。）を整えています。

現在、「流通在庫備蓄に関する協定締結一覧」のとおり、市内業者やコンビニエンスストアなど、全国展開している企業と、物資（食料・生活必需品）及び資器材等に関する協定を締結していますが、今後についても、いざというときに備え、流通在庫備蓄の体制を強化していきます。

また、市の備蓄を補完する物資として、流通在庫備蓄の確保を図るために、これまで締結している協定内容を検証し、実効性のある流通在庫備蓄に努めるとともに、円滑な供給体制の確保ができるよう、輸送体制の充実にも努めていきます。

●流通在庫備蓄に関する協定締結一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）

分類	協定件名	協定内容	協定先
食料・飲料水等	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定・実施細目	生鮮食料品の提供、搬送	全国中央卸売市場協会
	災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定	生鮮食料品等の供給、物資の輸送及び荷役作業の協力	東一川崎中央青果株式会社 川崎丸魚株式会社 横浜魚類株式会社 川崎花卉園芸株式会社 川崎北部青果仲卸協同組合 川崎北部水沢会 川崎市北部市場水産仲卸協同組合 川崎市中央卸売北部市場商業協同組合 株式会社松栄運輸 浜一運送株式会社北部市場支社 北部市場輸送サービス株式会社 川崎冷蔵株式会社 川崎南部青果株式会社 川崎青果仲卸組合 川崎魚市場卸協同組合 川崎市地方卸売南部市場商業協同組合
	災害時における調理飲食物等提供に関する協定 -川食まごころ一丁！-	調理・加工したての衛生的な調理飲食物の配達、提供	川崎市食品衛生協会
	災害時における牛乳等の供給協力に関する協定	牛乳及び飲料等の供給	神奈川県牛乳流通改善協会

分類	協定件名	協定内容	協定先
食料・飲料水・生活必需品等	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	災害時応急生活物資（食料品、衣料品・寝具及び日用品雑貨）の供給	かわさき生活クラブ生活協同組合 川崎市職員生活協同組合 昭和電工川崎生活協同組合 生活協同組合ユーコープ 生活協同組合パルシステム 神奈川ゆめコープ
	災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定	生活必需物資の供給、物資の運搬協力	各種協力企業
	災害時における物資の供給に関する協定	食料品、飲料水、日用品、その他指定する物資の供給、運搬	株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート
	災害時における緊急措置の支援に関する協定・実施細目	施設内の物資の提供、物資の一時保管場所の提供及び保管管理の協力	神奈川倉庫協会
資器材	災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定	災害時における応急対策のための資器材及び燃料の供給	神奈川県石油業協同組合川崎南支部、川崎中央支部、川崎北支部
	災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定	L P ガスの供給	社団法人神奈川県エルピーガス協会川崎南支部、川崎北支部
	災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定	災害時における応急対策のための資器材の供給協力（レンタル）	株式会社アクティオ
	災害時における応急復旧資材の供給協力に関する協定	災害時における道路啓開に必要な資材の提供	J F E スチール株式会社 東日本製鉄所
	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	避難所運営等に必要となる段ボール製品の提供	東日本段ボール工業組合
ト災害用	災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書	保有する仮設トイレの設置供給	旭ハウス工業株式会社
医薬品	川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定	医薬品の供給	川崎市薬剤師会
	災害時における医薬品の供給協力に関する協定	医薬品、衛生材料、医療器具等の供給	株式会社メディセオ アルフレッサ株式会社 株式会社スズケン 東邦薬品株式会社
葬祭用品	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目	棺等葬祭用品の供給	川崎葬祭具協同組合 セレモニアグループ有限会社佐野商店 神奈川県葬祭業協同組合

9 救援物資について

東日本大震災や熊本地震などでは、全国から各被災地の集積場所に救援物資が届けられましたが、物資の在庫管理や仕分けをする者の処理能力を超え、救援物資の物流全体が低下しました。

また、地震や地震に伴う火災・津波等により、予め物資の集積拠点として指定されていた公共施設等が使用できず、他の公共施設や民間施設を臨時的な集積場所として使用しましたが、絶対数が不足していました。

さらに、情報収集・管理体制が十分には確立できず、物資搬入調整窓口も混乱し、避難所等における物資の需要把握が的確に行える状態ではありませんでした。

そのため、救援物資が各避難所等まで円滑に届かない状態が発生しました。

こうしたことから、国や県、他自治体等とも連携・協力して、速やかに救援物資の受入れが行えるよう、受入体制の見直しを図るとともに、マニュアル等を定めるなどして、体制の強化に努めていきます。

また、救援物資の輸送や在庫管理等の業務を円滑に行うためには、物流計画の専門家や物流業務に精通した民間事業者の知識やノウハウ、また、施設等を活用することが必要であることから、各民間事業者と締結している輸送協定に基づき物流企业等と連携し、専門家の派遣などをしてもらうことで、より効率的な物流システムの構築に努めます。

さらに、避難所等からの物資需要を的確に把握し、円滑な物資提供ができるよう、的確な物資需要の情報収集体制の構築に努めます。

●救援物資に関する協定締結一覧（平成 29 年 2 月 1 日現在）

協定件名	協定内容	協定先
21大都市災害時相互応援に関する協定・実際細目	食料、飲料水、生活必需物資及び資器材の提供	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目	食料、飲料水、生活必需物資及び資器材の提供	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	食料、飲料水、生活必需物資及び資器材の提供	関西広域連合
災害時における相互援助協定	食料、飲料水、生活必需物資及び資器材の提供	山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市、那覇市

※国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の供給の確保を図ります。（防災基本計画第2編第2章第7節）

●物資の保管に関する協定（平成 29 年 2 月 1 日現在）

協定件名	協定内容	協定先
災害時における緊急措置の支援に関する協定	災害時における救援物資の一時保管場所等の協力	神奈川倉庫協会

●物資の輸送に関する協定一覧（平成 29 年 2 月 1 日現在）

協定件名	協定内容	協定先
災害時における緊急輸送の応援に関する協定	災害時における救援物資緊急輸送の応援	一般社団法人神奈川県トラック協会川崎支部
災害時における物資の輸送に関する協定	災害時における物資の輸送	日本通運株式会社横浜支店
災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	災害時における軽自動車輸送の協力	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
災害時における救援活動に関する協定	災害時における救援物資に関する荷役協力	川崎港湾協会 港湾貨物運事業労働災害防止協会

10 備蓄倉庫について

この項目では、備蓄物資を配備する備蓄倉庫の考え方を定めます。

(1) 備蓄倉庫の機能・役割

災害発災直後から必要な公的備蓄物資については、あらかじめ各避難所（市立小・中学校等）に備蓄することとし、備蓄倉庫を整備します。

また、これまで、公的備蓄物資を集中的に備蓄していた備蓄倉庫等（29頁 集中備蓄倉庫一覧参照）については、補完的な役割を果たす倉庫と位置づけ、引き続き活用します。

なお、各避難所（市立小・中学校等）に整備する備蓄倉庫については「分散備蓄倉庫」、その他の備蓄倉庫については「集中備蓄倉庫」とし、役割を整理します。

(2) 備蓄倉庫の区分

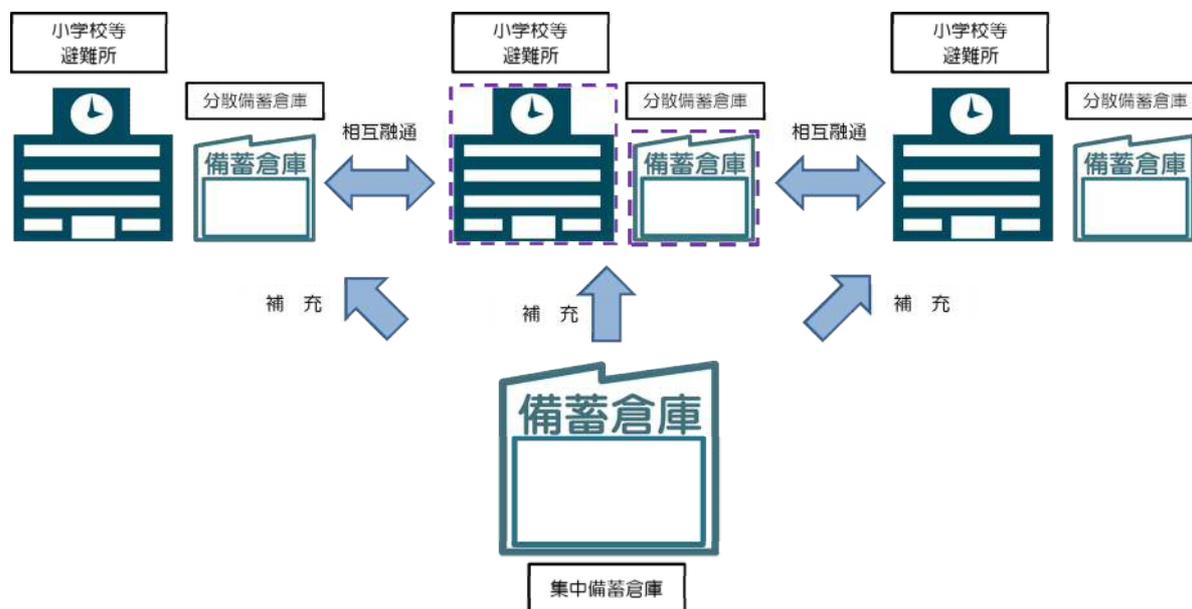
・分散備蓄倉庫

分散備蓄倉庫とは、災害時、公的備蓄物資交付対象者に対し、すみやかに必要な物資が交付できるよう、各避難所（市立小・中学校等）に整備する倉庫（一時的余裕教室も含む）

・集中備蓄倉庫

集中備蓄倉庫とは、避難者の多い避難所へ物資の補充を図るため、公的備蓄物資を備蓄する倉庫。また、救援物資などの一時保管場所として使用する倉庫

(3) 備蓄倉庫の設置イメージ



(4) 備蓄倉庫の整備計画及び補修計画

ア 分散備蓄倉庫

各避難所（市立小・中学校等）に独立型備蓄倉庫を整備します。ただし、校舎の増改築等がある場合には、校舎の一部に備蓄倉庫を整備します。

イ 集中備蓄倉庫

集中備蓄倉庫については、都市基盤整備や公共施設の再整備等にあわせ、立地条件等（当該地域において予想される被害量、避難者数、避難所へのアクセス、分散備蓄倉庫の整備状況）を踏まえつつ、必要な整備を行います。

また、各区の集中備蓄倉庫には、築20年以上経過した倉庫も含まれるため、集中備蓄倉庫の長寿命化を図るため、屋上防水など、老朽化した集中備蓄倉庫の補修を進めます。

●集中備蓄倉庫一覧

区	備蓄倉庫名	所在地
川崎区	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園1
	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島1-25-10（川崎区道路公園センター内）
幸区	御幸公園備蓄倉庫	幸区東古市場1
	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3（幸区道路公園センター内）
中原区	中原区備蓄倉庫	中原区下小田中2-9-1（中原区道路公園センター内）
	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245
	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力1-1（等々力陸上競技場内）
	国際交流センター備蓄倉庫	中原区木月祇園町2-2
高津区	緑ヶ丘霊園備蓄倉庫	高津区下作延5-23-3
	高津区備蓄倉庫	高津区溝口5-15-7（高津区道路公園センター内）
	高津スポーツセンター備蓄倉庫	高津区二子3-15-1
宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹1-2877-1
	宮前区備蓄倉庫	宮前区有馬2-6-4（宮前区道路公園センター内）
多摩区	稲田公園備蓄倉庫	多摩区菅稲田堤2-9-1
	明治大学地域産学連携 研究センター備蓄倉庫	多摩区三田2-3227
	生田緑地ゴルフ場備蓄倉庫	多摩区枳形7-1-10
麻生区	麻生区備蓄倉庫	麻生区古沢120（麻生区道路公園センター内）

(5) 備蓄倉庫に配備する品目

ア 分散備蓄倉庫

分散備蓄倉庫に備蓄する公的備蓄物資については、原則として、同一品目を被害想定調査結果なども踏まえた数量を備蓄するものとします。

イ 集中備蓄倉庫

避難者の多い避難所へ物資の補充を図るため、集中備蓄倉庫に備蓄する公的備蓄物資の品目（食料・生活必需品）は、分散備蓄倉庫に備蓄する公的備蓄物資の品目と同じものとします。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

平成 29 年 4 月改定

川崎市備蓄計画

(川崎市総務企画局危機管理室)

川崎市ホームページでも川崎市備蓄計画の内容を掲載しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-2-0-0-0-0-0.html>